



国保年金課からのお知らせ

## ◎交通事故などでけがや病気になったら届出を！

交通事故などの第三者(事故の相手, 加害者)の行為により, けがや病気になって治療を受ける場合の医療費は, 原則として第三者も過失割合に応じて負担することとなっています。第三者への医療費の請求を行うためには, 治療を受ける人と第三者との示談が成立する前に, 治療を受ける人から国保年金課に「第三者の行為による被害届」を提出する必要があります。第三者から治療費を受け取ったり, 示談を済ませたりする前に, 必ず下記までご相談ください。※届出に必要な書類は, 国保年金課窓口にあります。第三者行為の内容によって書類が変わりますので, 詳しくはお問い合わせください。



## ◎平成 31 年度の国民健康保険被保険者証について

平成 31 年 8 月 1 日から国民健康保険被保険者証(保険証)が, 70 歳以上の人がお持ちの高齢受給者証と一体型になります。これに伴い, 保険証の有効期限がこれまでの 3 月 31 日から 7 月 31 日に変わりました。現在お持ちの保険証の有効期限は, 平成 31 年 7 月 31 日です。新しい保険証は, 平成 31 年 7 月初旬に簡易書留郵便で送付します。

〈問い合わせ・提出先〉国保年金課国保係 (☎ 82-1179) 年金高齢医療係 (☎ 82-1209)



花いっぱい運動  
「春の花壇コンクール」参加者募集

## ◎うちの自慢の“春”花壇 2019

市では, 花の生育を通じて地域のコミュニティの結びつきを強め, 協働によるまちづくりをすすめるため, 花いっぱい運動を展開しています。毎年, 春と秋に花壇コンクールを開催していますので, 地域やご自宅で花を育てているみなさん, ぜひ参加してください。

- ◎対象 市民, 市内の教育機関(幼稚園, 保育園を含む), 企業, 各種団体
- ※花壇, プランターのどちらもある場合, 審査する上でプランターも加点の対象になります。なお, 花壇の植栽に関する規定はありません。
- ◎申込期限 3 月 15 日(金)
- ◎申込方法 社会教育課, 各公民館に備え付けの申込書に記入し提出 (FAX,

E-mail でも可)

※申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

◎審査日 4 月上旬~中旬

※花の生育状況により前後することがあります。参加者には後日お知らせします。

◎各賞

最優秀賞, 優秀賞, 努力賞, 新人賞  
※受賞者には賞品を用意しています。



昨年の「最優秀賞」

〈問い合わせ・申込先〉社会教育課 (☎ 82-1203 FAX 84-8691)